

昭和五十八年運輸省令第四十一号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の十五第一項及び第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項、第二十五條の五十三において準用する第二十五條の二十九第三項及び第二十五條の三十第二項、第二十九條ノ三並びに第二十九條ノ四第一項の規定に基づき、海洋汚染防止設備型式承認規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 型式承認及び検定（第三条―第十五条）
- 第三章 削除
- 第四章 雑則（第二十六条―第二十九条）

第一章 総則

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定による型式承認及び検定に関しては、法並びに法第十九条の四十九第一項及び第三項において準用する船舶安全法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 型式承認及び検定

（型式承認）

第三条 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第一項の規定による型式承認（以下「型式承認」という。）は、別表第一の型式承認及び検定の項に掲げる物件の型式ごとに行う。

（型式承認の基準）

第四条 型式承認は、当該物件の型式が法第五條第四項、第九條の三第二項、第十條の第二第二項、第十九條の二十一第二項、第十九條の二十四第二項又は第十九條の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

（型式承認の申請）

第五条 型式承認を受けようとする者は、型式承認申請書（第一号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 当該型式の物件の製造仕様書、その構造を示す断面並びに性能、形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に関する説明書

2 当該物件の型式が法第五條第四項、第九條の三第二項、第十條の二第二項、第十九條の二十一第二項、第十九條の二十四第二項又は第十九條の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類

3 当該型式の物件又はこれに類するものの製造の実績を記載した書類

4 当該型式の物件の製造に必要な事業場の施設の概要及びその配置を示す書類

国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、型式承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（型式承認試験）

第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五條第四項、第九條の三第二項、第十條の二第二項、第十九條の二十一第二項、第十九條の二十四第二項又は第十九條の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

2 型式承認の申請をした者は、前項の型式承認試験を受ける場合において当該型式承認試験に必要な数量の当該型式の物件又はその材料を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案し差し支えないと認めるときは、第一項の型式承認試験の全部又は一部を免除することができる。

（型式承認書の交付）

第七条 国土交通大臣は、型式承認をしたときは、型式承認書（第二号様式）を交付する。

（型式の変更の承認）

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五條第四項、

第九條の三第二項、第十條の二第二項、第十九條の二十一第二項、第十九條の二十四第二項又は第十九條の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書（第三号様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 型式変更承認申請書には、第五條第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（型式の変更等の届出）

第九条 型式承認を受けた者（第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五條第四項、第九條の三第二項、第十條の二第二項、第十九條の二十一第二項、第十九條の二十四第二項又は第十九條の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二 当該型式承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

三 当該型式承認を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

四 当該型式の物件を製造する事業場の名称又は所在地に変更があつたとき。

五 当該型式の物件の製造に必要な事業場の施設のうち主要なものに変更があつたとき。

六 当該型式の物件の製造に係る事業を廃止したとき。

（標示）

第十条 型式承認を受けた者は、当該型式の物件の個々に当該物件の名称、型式、寸法、使用方法、製造年月、製造番号及び製造者の氏名又は名称若しくは記号を標示しなければならない。ただし、寸法又は使用方法を標示する必要がないと認められる物件については、その標示を省略することができる。

（型式承認の失効及び取消し）

第十一条 型式承認を受けた者が次の各号の一に該当するときは、型式承認は、その効力を失う。

一 死亡し、又は解散したとき。

二 当該型式の物件の製造に係る事業を廃止したとき。

三 型式承認を辞退したとき。

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

一 当該物件の型式が、法第五條第四項、第九條の三第二項、第十條の二第二項、第十九條の二十一第二項、第十九條の二十四第二項又は第十九條の三十五の四第二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。

二 型式承認を受けた者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有しなくなつたと認められるとき。

三 型式承認を受けた者が当該型式の物件の検定に関し、不正の行為をしたとき。

四 型式承認を受けている者が当該型式承認に係る物件の製造工事の能力について法第十九條の四十九第一項において準用する船舶安全法第六條ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び検定に係る物件以外の物件に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）第八條第三項に規定する標示を付したとき。

五 型式承認を受けた者が第八條第一項又は第九條の規定に違反したとき。

六 型式承認を受けた者が、当該型式の物件を引き続き相当期間製造しないとき。

七 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

（公示）

第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を官報に公示するものとする。

一 型式承認をしたとき。

二 第八條第一項の規定による承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により型式承認がその効力を失つたとき。

四 前条第二項の規定により型式承認を取り消したとき。

（検定の申請）

第十三条 型式承認を受けた者は、検定を受けようとするときは、検定申請書（第四号様式）を地方運輸局長（検定に係る物件を製造する事業

場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）を同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二十二條第二項に規定する事務を分掌するもの長を含む。以下同じ。）に於ては、検査に係る物件を製造する事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第二十六條までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

第十四条 検査の申請をした者は、地方運輸局長が指示するところに従い検査の準備をするものとする。

第十五条 検査に合格した物件に対しては、法第十九條の四十九第一項において準用する船舶安全法第九條第四項の規定により証印（第五号様式）を付するものとする。

2 検査を受けた者は、前項の規定による証印を付された物件について、地方運輸局長に検査合格証明書交付申請書（第六号様式）を提出し、検査合格証明書（第七号様式）の交付を受けることができる。

3 検査合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、検査合格証明書再交付申請書（第八号様式）を当該検査合格証明書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

4 検査合格証明書再交付申請書には、検査合格証明書なき損した場合に限る。）を添付しなければならない。

第三章 削除
第十六條から第二十五條まで 削除
第四章 雜則

第二十六條 法第十九條の四十九第一項において準用する船舶安全法第十一條第一項の規定による再検査を申請しようとする者は、検査に対する不服の事項及びその理由を記載した再検査申請書を当該検査を行った地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録検査機関が行う検査についての読替え）
第二十七條 法第十九條の四十九第一項において準用する船舶安全法第六條ノ五第一項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）が行う検査については、第十三條中「地方運輸局長（検査に係る物件を製造する事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）を同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法第四十七條第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所地方運輸局長のうち国土交通省組織令第二百二十二條第二項に規定する事務を分掌するもの長を含む。以下同じ。）に於ては、検査に係る物件を製造する事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第二十六條までにおいて同じ。）とあり、第十四條、第十五條第二項及び第三項並びに前条中「地方運輸局長」とあるのは、「登録検査機関」と読み替えてこれらの規定を適用する。（経過機関）

第二十八條 第五條、第八條並びに第九條（同條第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

第二十九條 型式承認、第八條第一項の規定による承認、検査又は第十五條第二項の規定による検査合格証明書の交付若しくは同條第三項の規定による検査合格証明書の再交付を受けようとする者（登録検査機関が行う検査又は検査合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者を除く。）は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して型式承認、承認、検査又は交付若しくは再交付の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

第三十條 外国において型式承認を受ける場合における型式承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

3 外国において検査を受ける場合における検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

4 外国において第十五條第二項の規定による検査合格証明書の交付を受ける場合における交付の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、第一通につき千四百五十円（情報通信技術活用法第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請をする場合にあつては、千二百五十円）とする。

5 前各項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第九号様式）に貼付し納付しなければならない。

この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第一号に定める日（昭和五十八年八月二十五日）から施行する。

附則（昭和五十九年三月二十九日運輸省令第四号）
施行期日
1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年六月二日運輸省令第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなす、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北北海道運輸局長（山形県又は秋東北運輸局長）	東北北海道運輸局長
田島の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	
東北北海道運輸局長（山形県又は秋新潟運輸局長）	東北北海道運輸局長
田島の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなす、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附則（昭和六一年一月二十九日運輸省令第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）以下「改正法」という。）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中海洋汚染防止設備等検査規則別表第一の改正規定、第三条から第

五条までの規定及び第十三条船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第七條の改正規定(同条第四項から第六項までに係る部分に限る。)並びに附則第七條の規定は、改正法附則第一条第三号に定める日(昭和六十一年十二月一日)から施行する。

附則(昭和六十二年三月二五日運輸省令第二五号)抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。(施行期日)

(経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(昭和六十二年九月二九日運輸省令第五五号)抄

1 この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十二年十月一日)から施行する。ただし、第五条中小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令第二条第二項第一号の改正規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行前に指定検定期間又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成元年三月三一日運輸省令第一二二号)抄

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。(施行期日)

(経過措置) 3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)抄

この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成五年四月二八日運輸省令第一五号)抄

1 この省令は、平成五年七月六日から施行する。ただし、第一条海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第五条の改正規定中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に改める部分並びに同令第十二条の三の四第二項、第三十七條の三の二(第四項、第四十二條第一項及び第一号の三の様式(三))の表注1の改正規定、第三条海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第二十六條第二項の改正規定及び別表第一に備考を加える改正規定、第四条の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に關する規則第三条第一項第四号、第十三條第一項第四号及び別表の改正規定を除く。)並びに第五条の規定(別表第一及び別表第二の改正規定中「ビルジ用油排出監視制御装置又は」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附則(平成六年三月二九日運輸省令第九号)抄

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。(施行期日)

(経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成六年三月三〇日運輸省令第一二二号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成八年二月二七日運輸省令第一四号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

(経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成九年三月二一日運輸省令第一五号)抄

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。(施行期日)

(経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成九年二月一五五五運輸省令第八三三三号)抄

この省令は、平成十年一月一日から施行する。(施行期日)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成十二年三月二二日運輸省令第九号)抄

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。(施行期日)

(経過措置) 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則(平成十二年一月二九日運輸省令第三九九号)抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。(施行期日)

附則(平成十三年三月三〇日国土交通省令第七二二号)抄

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成十四年六月二八日国土交通省令第七九号)抄

1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。(施行期日)

(経過措置) 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができず。

附則(平成十五年九月二九日国土交通省令第九三三三号)抄

1 この省令は、平成十五年九月二十七日から施行する。(施行期日)

附則(平成十六年二月二六日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

1 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。(経過措置) 2 この省令は、平成十六年三月三一日国土交通省令第三四四号)抄

「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十三條まで、附則第二十六條から第二十八條まで、附則第三十條、附則第四十七條中国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)附則第十條の次に次の一条を加える改正規定及び附則第四十八條中地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)附則第二条から第五条までを削り、同令附則第六條を同令附則第十九條とし、同令附則第七條を同令附則第二十條とし、同令附則第一条の次に次の十七條を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日(平成十六年十一月一日)から施行する。(型式承認規則の準用)

第二十八條 海洋汚染防止設備型式承認規則(第一条、第二条及び第十一條第二項第四号を除く。)の規定は、改正法附則第十二條第一項の型式承認及び検定について準用する。この場合において、同令第三條中「法第十七條の十五第一項において準用する船舶安全法第六條ノ四第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第十二條第一項」と、同令第四條、第五條、第五條第二号、第六條第一項、第八條第一項、第九條第一号及び第十一條第二項第一号中「法第五條第四項、第九條の三第二項又は第十條の二第二項に規定する技術上の基準」とあるのは「改正法第一條の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九條の二十四第一項又は第十九條の二十六第二項に規定する技術上の基準に相当する基準」と、同令第十五條第一項及び第二十六條中「法第十七條の十五第一項において準用する船舶安全法第九條第四項」とあるのは「改正法附則第十二條第三項」と、同令第二十七條中「法第十七條の十五第一項において準用する船舶安全法第六條ノ四第一項」とあるのは「改正法附則第十二條第二項」と、同令第二十九條第一項中「別表第一」とあるのは「型式承認及び検定にあつては附則別表第三、第八條第一項の規定による承認又は第十五條第二項の規定による検定合格証明書の交付若しくは同条第三項の規定による検定合格証明書の再交付にあつては別表第一」と、同令第二十九條第三項中「別表第二」とあるのは「附則別表第四」と、同令第一号様式及び第二号様式中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17條の15第1

項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第12条第1項」と読み替える。

（様式等に係る経過措置）

第二十九条 この省令の施行の際現にある省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）
（施行期日）
 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三〇号）
（施行期日）
 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号）抄
（施行期日）
 1 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附則（平成二六年三月三一日国土交通省令第三七号）
 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年八月三一日国土交通省令第六六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年一二月三一日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一二月一九日国土交通省令第七一号）
（施行期日）
 1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

（経過措置）
 2 この省令の施行前に交付した第五条の規定による改正前の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による型式承認書並びに第十二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による型式承認書は、それぞれ第五条の規定による改正後の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による型式承認書並びに第十二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書とみなす。

別表第一（第三条、第二十九条関係）

型式承認油水分離器及び検定	型式承認	検定
二四、一個につき	四〇〇〇円	一四、三〇〇円

標準排出ビルジ等	排出防止設備のも	ふん尿等の排出防止設備のも	ビルジ用濃度監視装置	油分濃度計	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	流量計	船速計	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	油境界面検出器	洗浄機	通風機	ふん尿等浄化装置	ふん尿等処理装置	硫酸酸化物放出低減装置
三一、一個につき	六〇〇〇円	三一、一個につき	三〇五、一個につき	三七六、一個につき	一八八、一個につき	一五二、一個につき	一五二、一個につき	二六一、一個につき	一八五、一個につき	八九、一個につき	一一五、一個につき	二四八、一個につき	二三七、一個につき	一、一個につき
〇円	〇円	六〇〇〇円	三〇〇〇円	四〇〇〇円	八〇〇〇円	八〇〇〇円	八〇〇〇円	九〇〇〇円	六〇〇〇円	〇〇〇円	五〇〇円	八〇〇〇円	七〇〇〇円	五〇〇〇円

硫酸酸化物放出低減装置に備える連	硫酸酸化物放出低減装置に備える監視	液面計測装置	圧力計測装置	高位液面警報装置	通気装置	船舶発生油等焼却設備	第八条第一項の規定による承認	第十五条第二項の規定による検査合格証明書の交付	第十五条第三項の規定による検査合格証明書の再交付
二一八、一個につき	二一八、一個につき	七〇、一個につき	九〇、一個につき	一〇六、一個につき	六二、一個につき	二四四、一個につき	三〇〇円	五五〇円	一〇〇円
九〇〇〇円	九〇〇〇円	五〇〇〇円	七〇〇〇円	七〇〇〇円	五〇〇〇円	八〇〇〇円	三〇〇〇円	五五〇〇円	一〇〇〇円

標準排出ビルジ等	排出防止設備のも	ふん尿等の排出防止設備のも	ビルジ用濃度監視装置	型式承認油水分離器及び検定
三一、一個につき	四〇〇〇円	三一、一個につき	三〇五、一個につき	二二四、一個につき
〇円	〇円	四〇〇〇円	二〇〇〇円	二〇〇〇円

油分濃度計	三七六、一個につき 六〇〇き 一三三、
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	八八八、一個につき 〇〇〇き 一〇〇、
流量計	一五一、一個につき 九〇〇き 一〇、
船速計	一五一、一個につき 九〇〇き 一〇、
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	二六一、一個につき 五〇〇き 一九、
油境界面検出器	一八五、一個につき 四〇〇き 一一、
洗浄機	八九、一個につき 〇〇〇き 七、
通風機	一一五、一個につき 六〇〇き 一、九
ふん尿等浄化装置	二四八、一個につき 二〇〇き 一一、
ふん尿等処理装置	二三七、一個につき 六〇〇き 一〇、
硫酸酸化物放出低減装置	一、〇一個につき 二五、き 八二、
硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	二一八、一個につき 三〇〇き 一三、
硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	二一八、一個につき 七〇〇き 一三、
液面計測装置	七〇、一個につき 三〇〇き 八四

圧力計測装置	九〇、一個につき 五〇〇き 一、六
高位液面警報装置	一〇六、一個につき 五〇〇き 一二、一
通気装置	六二、一個につき 三〇〇き 八四
船舶発生油等焼却設備	二四四、一個につき 四〇〇き 二五、 六〇〇き
第八条第一項の規定による承認	一件につき 九、 一〇〇〇円
第十五条第二項の規定による検査合格証明書の交付	一通につき 一、 三五〇円
第十五条第三項の規定による検査合格証明書の再交付	一通につき 二、 八五〇円
別表第二(第二十九条関係) 検定油水分離器	一個につき 一三 、一〇〇〇円
標準排出連の防止設備のも	一個につき 三九 〇〇円
の防止設備のも	〇円
ふん尿等排出の防止設備のも	一個につき 三九 〇〇円
の防止設備のも	〇円
ビルジ用濃度監視装置	一個につき 一三 、一〇〇〇円
油分濃度計	一個につき 二二 、三〇〇〇円
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	一個につき 九、 八〇〇〇円
流量計	一個につき 九、 八〇〇〇円
船速計	一個につき 九、 八〇〇〇円
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	一個につき 一八 、〇〇〇〇円
油境界面検出器	一個につき 一一 、五〇〇〇円
洗浄機	一個につき 六、 五〇〇〇円
通風機	一個につき 一、 七〇〇〇円

ふん尿等浄化装置	一個につき 一〇 、七〇〇〇円
ふん尿等処理装置	一個につき 九、 七〇〇〇円
硫酸酸化物放出低減装置	一個につき 七八 、五〇〇〇円
硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	一個につき 一三 、三〇〇〇円
硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	一個につき 一三 、三〇〇〇円
液面計測装置	一個につき 七六 〇円
圧力計測装置	一個につき 一、 五〇〇〇円
高位液面警報装置	一個につき 一、 九五〇〇円
通気装置	一個につき 七六 〇円
船舶発生油等焼却設備	一個につき 二二 、六〇〇〇円
別表第二(第二十九条関係) 検定油水分離器	一個につき 一三 、〇〇〇〇円
標準排出連の防止設備のも	一個につき 三八 〇〇〇円
の防止設備のも	〇円
ふん尿等排出の防止設備のも	一個につき 三八 〇〇〇円
の防止設備のも	〇円
ビルジ用濃度監視装置	一個につき 一三 、〇〇〇〇円
油分濃度計	一個につき 二二 、一〇〇〇円
バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	一個につき 九、 七〇〇〇円
流量計	一個につき 九、 七〇〇〇円
船速計	一個につき 九、 七〇〇〇円
バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	一個につき 一七 、八〇〇〇円
油境界面検出器	一個につき 一一 、四〇〇〇円
洗浄機	一個につき 六、 四〇〇〇円

通風機	一個につき 一、 七〇〇〇円
ふん尿等浄化装置	一個につき 一〇 、六〇〇〇円
ふん尿等処理装置	一個につき 九、 六〇〇〇円
硫酸酸化物放出低減装置	一個につき 七八 、三〇〇〇円
硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	一個につき 一三 、一〇〇〇円
硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	一個につき 一三 、一〇〇〇円
液面計測装置	一個につき 七六 〇円
圧力計測装置	一個につき 一、 五〇〇〇円
高位液面警報装置	一個につき 一、 九〇〇〇円
通気装置	一個につき 七六 〇円
船舶発生油等焼却設備	一個につき 二二 、四〇〇〇円

第一号様式（第五条関係）

第一号様式（第五号関係）

型 式 承 取 申 請 書

年 月 日

取 扱 所

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

海岸防衛施設等地上買収の用に關する法律第 29 条の 49 第 1 項において適用する船舶等全法第 6 条
ノ 5 第 1 項の型式承認を受けたいので、海岸防衛施設等地上買収及び大気汚染防止施設等型式承認規則
第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 型式承認を受けようとする物件の名称及び型式
- 2 型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の名称及び所在地

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第二号様式（第七条関係）

第二号様式（第七号関係）

型 式 承 取 書

年 月 日

取 扱 所

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

海岸防衛施設等地上買収の用に關する法律第 29 条の 49 第 1 項において適用する船舶等全法第 6 条
ノ 5 第 1 項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

記

- 1 物件の名称
- 2 物件の型式

年 月 日

国土交通大臣 印

第三号様式（第八条関係）

第三号様式（第八号関係）

型 式 変 更 承 取 申 請 書

年 月 日

取 扱 所

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

海岸防衛施設等地上買収の用に關する法律第 29 条の 49 第 1 項において適用する船舶等全法第 6 条
ノ 5 第 1 項の型式承認を受けた物件の型について、変更したいので、海岸防衛施設等地上買収
及び大気汚染防止施設等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更をしようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 変更をしようとする事項
- 3 変更をしようとする理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第四号様式（第十三条関係）

第四号様式（第十三号関係）

検 定 申 請 書

年 月 日

取 扱 所

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

海岸防衛施設等地上買収の用に關する法律第 29 条の 49 第 1 項において適用する船舶等全法第 6 条
ノ 5 第 1 項の規定を受けたいので、海岸防衛施設等地上買収及び大気汚染防止施設等型式承認規則第 13
条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 検定を受けようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 検定を受けようとする物件の製造及びその製造年月及び製造番号
- 3 検定を受けようとする物件を製造した事業場の名称及び所在地
- 4 検定を受けようとする時期
- 5 検定を受けようとする理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第五号様式（第十五条関係）

第五号様式（第十五条関係）



1は、4エリキート本以上とする。

第六号様式（第十五条関係）

第六号様式（第十五条関係）

特定合機証明書交付申請書

年 月 日

届

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

下記の物件について、特定合機証明書の交付を受けた197で、臨時汚染防止設備及び大気汚染防止施設
等設置型式承認規則第15条第3項の規定により申請します。

届

1 型式承認番号

2 名称及び型式

3 数 量

4 製造年月

5 製造番号

6 製造した事業者の名称及び所在地

7 備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4番とすることを。

第七号様式（第十五条関係）

第七号様式（第十五条関係）

届 号

特定合機証明書

下記の物件は、臨時汚染防止設備及び塵上汚染防止に関する法律第3条の4第1項において準用する
船舶安全設備令第5第1項の規定による製造（付帯）品として申請します。

届

1 型式承認番号

2 名称及び型式

3 数 量

4 製造年月

5 製造番号

6 製造した事業者の名称及び所在地

年 月 日

地方運輸局長
運輸支庁長
地方運輸局長
地方運輸局長
地方運輸局長
運輸支庁長
地方運輸局長
運輸支庁長
地方運輸局長
運輸支庁長
地方運輸局長
運輸支庁長

第八号様式（第十五条関係）

第八号様式（第十五条関係）

特定合機証明書再交付申請書

年 月 日

届

申請者の氏名
又は名称及び住所

下記の物件の特定合機証明書について、その再交付を受けた197で、臨時汚染防止設備及び大気汚染防
止施設等設置型式承認規則第15条第3項の規定により申請します。

届

1 型式承認番号

2 名称及び型式

3 製造番号

4 製造した事業者の名称及び所在地

5 特定合機証明書の番号及び交付年月日

6 再交付を受けようとする理由

7 備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4番とすることを。

第九号様式（第二十九条関係）

手 数 料 納 付 書

年 月 日

商 号

申請者の氏名又は
名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

1 申請事項

2 金 額

3 備 考

印 入
用 紙

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A判4番とする。